

関係者 様

福岡市住宅都市局 地域計画課長

地域まちづくり計画(特定まちづくりルール)の周知について(依頼)

日頃より、本市地域まちづくりにご協力いただき、ありがとうございます。

現在、下記地域まちづくり協議会では、同エリアにおいて、「福岡市地域まちづくり推進要綱」に基づく「地域まちづくり計画(特定まちづくりルール)」(以下「本ルール」という。)を策定し、実現に向けた活動に取り組んでいるところです。

本ルールは、地域主体のまちづくりを推進するために、特に必要な建築等行為に係るルールを地域まちづくり協議会が策定し、本市に登録しているものです。

つきましては、**下記エリア内で協議対象行為に該当する場合は、事業者等と地域まちづくり協議会との事前協議が必要となりますので、計画の段階で早めに、各まちづくり協議会へお問い合わせ頂きますようお願い申し上げます。**(協議対象行為の確認は不要です。)

合わせて、会員様等へ周知もよろしくようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、福岡市ホームページでも掲載しております。

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/chikikeikaku/chikeihp/01/tiikimatidukurikeikakunotourokuseido.html>

福岡市地域まちづくり計画

検索



記

協議会名 及び 連絡先	エリア	【参考】協議対象行為
草ヶ江校区まちづくり協議会 (092-262-0825)	草ヶ江1、2丁目の一部 六本松1~4丁目の一部 谷1、2丁目の一部	○高さが10mを超える建築物の建築及び修繕 ○面積が2,000㎡以上の敷地で行われる建築物の建築及び修繕
箱崎まちづくり委員会 (092-641-0525)	箱崎1~3、6丁目の一部	○建築物の新築、建替え、10㎡を超える増築、用途の変更 ○まちなみに影響を与える増築・修繕等 ○工作物の築造・屋外広告物の設置・変更・改造
香陵校区まちづくり協議会 (092-663-4485)	香椎浜1丁目の一部、 4丁目	○建築物の新築、建替え、10㎡を超える増築、用途の変更 ○まちなみに影響を与える増築・修繕 ○工作物の築造・屋外広告物の設置・変更・改造
西中洲地区街づくり協議会 (092-761-0085)	西中洲の一部	○建築物の新築、増築、改築、移転、用途の変更 ○まちなみ景観に影響を与える用途の変更 ○工作物の築造・屋外広告物の設置・変更・改造
天神明治通り街づくり協議会 (092-737-6188)	天神1、2丁目の一部	○地区整備計画の策定 ○個別の新築事業計画

<本ルールに関するお問合せ先>

各まちづくり協議会

<「福岡市地域まちづくり推進要綱」に関するお問合せ先>

福岡市住宅都市局 地域計画課 (担当) 山中、寺岡 TEL 092-711-4430